



T・MACKS 税理士法人  
代表社員 菅原 初義

# 消費税インボイス制度への対応

## はじめに

2022年12月現在、仕入税額控除の方式として、標準税率10%、軽減税率8%といった複数税率に分けて記載した請求書(区分記載請求書)等の保存が要件となっています。これが2023年10月からは、適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」が導入され、「適格請求書発行者」が交付する「適格請求書」の保存が仕入税額控除の要件となります。

今回は、このインボイス制度に関し、導入前及び導入後にやるべきこと、検討が必要な事項等について説明します。

## 1. インボイス制度の概要

消費税は、原則として、課税売上げで預かった消費税額から、課税仕入れ等で支払った消費税額を差し引いて納付税額を計算します。この課税仕入れ等で支払った消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といい、この仕入税額控除の適用を受けるための方式として新たに導入されるものが「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)です。

**インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは…**

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります<sup>(※)</sup>
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行者(適格請求書発行者)の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売手  
(インボイス発行者)

→

買手  
(課税事業者)

(注) 国税庁HPリーフレット「インボイス制度が始まります!」より引用

(※) 従来通り、帳簿等への記帳も必要です。

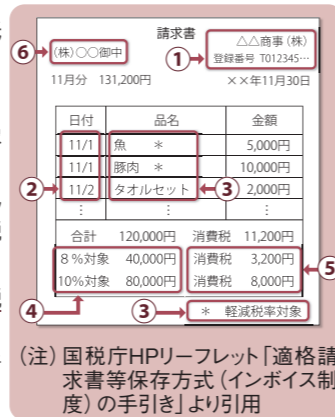
### (1) インボイス(適格請求書)とは

インボイスとは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号や、税率ごとに区分して合計した対価の額・消費税額など、一定の記載要件を備えた請求書や領収証等の伝票等をいいます。

### (2) インボイスへの記載事項

インボイスに必要な記載事項は以下の通りです。  
※ 下線部分が現行の「区分記載請求書」の記載事項に追加された事項です。

- ① インボイス発行者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



## 2. 課税事業者の対応

消費税の課税事業者がインボイス制度に対応すべき事項は以下の通りです。

### 導入前

#### (1) 税務署長への登録申請

インボイスを発行できるのは「適格請求書発行者」に限られ、事前に登録申請手続きを行い、事業者番号の交付を受ける必要があります。

**注意!**

インボイス制度が開始する2023年(令和5年)10月1日からインボイスを発行するためには、2023年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

#### (2) インボイスを発行するための準備

請求書、納品書、領収証などがインボイスの記載事項要件(特に登録番号)を満たすように、販売管理ソフトやレジ等を対応させておく必要があります。

### 導入後

#### (3) 適格請求書発行者からの課税仕入れかどうかの確認

インボイス制度が導入されたあとは、適格請求書発行者以外<sup>(※)</sup>の者から行った課税仕入れは、原則として、仕入税額控除を受けることができません。

このため、受け取った請求書・領収証等が適格請求書の要件を満たしているかどうかを確認する必要があります。

(※) 適格請求書発行者以外<sup>(※)</sup>の者は、免税事業者のほか、課税事業者であったとしても、登録番号を持たない事業者も該当しますので、注意が必要です。

経過措置	区分記載請求書と同様の記載事項がある等一定の要件を満たした帳簿を保存している場合には、以下の期間は一定割合の仕入税額控除を受けることができます。
	仕入税額控除額
	仕入税額相当額の80%
① 2023年(令和5年)10月1日から2026年(令和8年)9月30日まで(3年間)	仕入税額相当額の50%
② 2026年(令和8年)10月1日から2029年(令和11年)9月30日まで(3年間)	仕入税額控除ができない(0%)
③ 2029年(令和11年)10月1日以降	

## 3. 免税事業者の対応

消費税の免税事業者は、以下の対応が考えられます。

### (1) このまま免税事業者でいる

売上先が一般消費者や簡易課税制度を適用している場合など、インボイスを発行しなくても売上先に支障がない場合には、免税事業者のままでも売上には影響は無いものと考えられます。

### (2) 課税事業者を選択する

売上先が課税事業者である場合には、免税事業者(当社)からの課税仕入れは、最終的には仕入税額控除を全額受けられなくなります。

このため売上先は、表立ってではないかもしれませんが、他の課税事業者からの仕入れに切り替えるとか、暗に仕入税額控除が受けられない分の値引き要求をするなどの対応が取られる可能性もあり、当社の売上が減少する懸念は拭き切れません。

このことから、免税事業者の対応としては、「①売上の減少による収入減」と、「②課税事業者を選択して消費税を納めることでの収入減」を比較し、どちらが有利になるかの検討が必要です(図1)。

#### ① 免税事業者のままとして売上が減少した場合

売上は減少しますが、経費(固定費)は変わらないため、売上・売上総利益の減少割合によっては、赤字となってしまう可能性があります。

#### ② 課税事業者を選択した場合

納付する消費税額

$$\text{預かった消費税 90万円} - \text{支払った消費税 (30万円+20万円+10万円)} = \text{納付税額 30万円}$$

消費税を30万円納めることになった分、利益が減少します。

図1 シミュレーション

現在、免税事業者である飲食店について、実績値が次の①、②となったと仮定した場合の試算は以下のようになります。

① 免税事業者のままとしたことで、取引の減少等により売上が20%減となった場合

② 課税事業者を選択して消費税を納めるようにした場合

※ 現在及び①については、免税事業者のため税込経理(税込金額)で、②(課税事業者)については、差額を判り易くするため税抜経理(税抜金額)で表示しています。

	現在 [免税事業者]	① 免税事業者のまま 売上が20%減少		② 課税事業者を 選択した場合	
		損益計算書	損益計算書	損益計算書	納付消費税額計算 消費税額
売上	990万円	792万円	900万円	90万円 (預り)	
仕入	330万円	264万円	300万円	30万円 (支払)	
売上総利益	660万円	528万円	600万円		
人件費	300万円	300万円	300万円	0円	
家賃・光熱費	220万円	220万円	200万円	20万円 (支払)	
その他経費	110万円	110万円	100万円	10万円 (支払)	
経費合計	630万円	630万円	600万円		
当期利益	30万円	▲102万円	0万円	30万円	

## 4. 課税事業者の仕入税額控除の要件

現行法においても、課税事業者(今後、課税事業者を選択する者も含む)が消費税の仕入税額控除を受けるためには、原則として、すべての課税仕入れ等について以下の①～③の区分に分け、消費税率ごとに集計する必要がありますが、インボイス制度の導入後は、インボイスの有無で仕入税額控除が受けられる金額が異なるため、更に「インボイス無し」の区分が増えることになります。

区分	課税仕入れ等の区分	支払内容等	インボイス
①	課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの	商品仕入高、外注費などの売上原価・製造原価に該当するもの	有
			無
②	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの	居住用の家賃収入に対する修繕費や仲介手数料など	有
			無
③	課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係るもの	地代家賃、光熱費などの一般経費等	有
			無

※ 区分②については、原則として、現行法と同様に仕入税額控除を受けることができません。  
ただし、課税売上高が5億円以下で、かつ、課税売上割合が95%以上の場合には、課税仕入れ等に係る消費税額の全額(区分①～③の全て)を控除することができます。

上記の区分を行わないと正確な消費税計算ができず、誤った集計による申告で思わぬ追徴課税が発生する可能性があります。今まで以上に区分経理が重要となりますので、会計ソフトの導入等の早めの対応が必要です。